3　法第二十五条の二の二第八項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該連結法人が当該各号に掲げる連結法人のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一　法第二十五条の二の二第二項に規定する確認を受けた連結親法人又はその連結子法人で当該供用年度において特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したもの　当該特定機械装置等につき同項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二　連結親法人又はその連結子法人で当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの　当該繰越税額控除限度超過額のうち法第二十五条の二の二第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

4　法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条第一号中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「特別控除」の規定」とあるのは「特別控除）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第六十八条の十五の三第一項後段」とあるのは「同法第二十五条の四第一項（連結法人の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第六十八条の十五の三第一項後段」とある。

（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第二十二条の三の二　法第二十五条の三の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において法第二十五条の三の二第一項に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二　平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していた者

2　法第二十五条の三の二第四項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法第二十五条の三の二第一項の規定により適用年度（同項に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除された金額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第二十五条の三の二第一項に規定する確認を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する避難対象雇用者等に対して支給する同項の給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

二　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る前号に掲げる金額の合計額

3　法第二十五条の三の二第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条第一号中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「特別控除」の規定」とあるのは「特別控除）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第六十八条の十五の三第一項後段」とあるのは「同法第二十五条の四第一項（連結法人の法人税額の特別控除）の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段」とする。

4　法第二十五条の二の二第八項、第二十五条の三の二第一項及び第二十五条の三の二第四項」に、「又は震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」を「、震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」に、「並びに震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」を「、震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」に、「若しくは第二十五条の三第四項」を「、第二十五条の二の二第八項、第二十五条の二の二第二項若しくは第三項の規定又は震災特例法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項の規定」に、「定める金額又は」を「定める金額、」に改め、「第二十二条の二第四項各号に定める金額」の下に「又は震災特例法施行令第二十二条の二の二第三項各号に定める金額」を、「第二十二条の二第四項第一号」の下に「若しくは第二十二条の二の二第三項第一号」を加え、「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の二第二項若しくは第二十五条の二の二第二項」に改め、「第二十二条の二第四項第二号」の下に「若しくは第二十二条の二の二第三項第二号」を加え、「第二十五条の二第三項若しくは第二十五条の二の二第三項」に、「同項第七号」を「同項第六号」に、「又は震災特例法第二十五条の三第一項の規定」を「、震災特例法第二十五条の三第一項の規定又は震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定」に改め、「第二十二条の三第二項」の下に「若しくは第二十二条の三の二第二項」を加える。

第二十三条の三第二項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「同項に」を「同項第七号に」に改め、同条第五項の表中

「	
租税特別措置法施行令第三十九条の八十九第一項	第六十八条の二第一項の
租税特別措置法施行令第三十九条の八十四の二第三項	の規定を適用しないで計算した場合における法第六十八条の五十七第二項
」	

を

「	
六十二の	第六十八条の六十二の二第一項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項の
」	

に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の九十の二第四項の項中「租税特別措置法施行令」の下に「第三十九条の八十九第一項、第三十九条の九十第五項及び」を加え、同表租税特別措置法施行令第三十九条の九十一第二項の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の九十二第三項の項中「規定」を「規定を」に改め、同項の次に次のように加える。

租税特別措置法施行令第三十九条の百十三の二第一項	の規定を	並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定を